

平成 29 年 度

田 川 市 行 政 監 査 結 果 報 告

(公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 制 度 の 運 用 状 況)

田 川 市 監 査 委 員

田 監 第 84 号

平成 30 年 2 月 8 日

田 川 市 議 会 議 長 吉 岡 恭 利 殿
田 川 市 長 二 場 公 人 殿
田 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長 吉 柳 啓 二 殿

田川市監査委員 丸 谷 芳 昭

田川市監査委員 高 瀬 富士夫

平成 29 年度田川市行政監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施した結果について、同法同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

1. 監査の種類	1
2. 監査のテーマ	1
3. 監査の目的	1
4. 監査の対象	1
5. 監査の期間	1
6. 監査の方法	2
7. 監査の着眼点	2
8. 監査の結果	3
第1 公の施設とは	6
第2 指定管理者制度の概要	7
第3 指定管理者制度の導入及び運用状況	10
第4 監査結果の概要及び意見	14
第5 終わりに	37

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

2. 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度の運用状況」

3. 監査の目的

平成 15 年の地方自治法の改正に伴い、民間活力の導入等を主目的に指定管理者制度が導入され、本市においても平成 17 年 8 月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」が策定され、現在 7 つの施設で指定管理者による公の施設の管理運営が行われている。

本市では行財政改革の進行とともに本制度の活用が図られてきたと認識しているが、制度の発足から 10 年以上が経過し、施設によってはすでに数次の指定期間となっている状況の中で、制度の導入効果の把握のあり方や制度全般の運用状況等の適正性を検証するため、本監査を実施するものである。

4. 監査の対象

本市の公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設の所管部署及び本制度の統括部署における、平成 28 年度～29 年度の指定管理者に関する事務の執行状況全般を対象とした。

監査対象部署

所管部署	対象施設・事務
総務部総務課情報推進係	たがわ情報センター
市民生活部高齢障害課高齢介護係	田川市総合福祉センター
建設経済部建築住宅課住宅管理係	田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設
教育部文化生涯学習課公民館・スポーツ係	田川市体育施設
	田川市市民プール
教育部文化生涯学習課文化係	田川文化センター及び田川青少年文化ホール
	田川市立図書館及び田川市美術館
総務部財政課行政改革推進係	指定管理者制度の統括事務

5. 監査の期間

平成 29 年 9 月 27 日（水）から平成 30 年 1 月 19 日（金）まで

6. 監査の方法

監査にあたっては、指定管理者制度について施設の管理所管課に資料の提出を求め、必要に応じて担当職員等からのヒアリングを実施した。

7. 監査の着眼点

- (1) 指定管理者制度の導入効果は十分検証されているか。
- (2) 指定管理者の選定等は適正に行われているか。
- (3) 指定管理料の決定は適正に行われているか。
- (4) 協定書等は必要事項が記載され、適正に遂行されているか。
- (5) モニタリングと指定管理者への指導・監督等は適切に行われているか。
- (6) 利用者ニーズ・要望等の把握と改善は適切に行われているか。
- (7) 前回（H21）監査の指摘事項は改善されているか。

8. 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。（詳細は、P 14 以降に記載。）

(1) 指定管理者制度の導入効果の検証等について

財政課が、毎年度、導入効果の検証を行っている点、民間活力の導入により自主事業の充実や開館時間の延長などサービス面の向上が図られている点、第 6 次行政改革において新たな分野への導入検討が進められている点などは評価に値する。

しかし、施設所管課が従事者の配置体制（業種、職制、業務内容、勤務時間など）を明確に把握しきれていない傾向がある。直営との比較検証を精緻に行うためにも、後述するモニタリングの適正化のためにも、協定書における職員配置の掲載事項の統一化を図るなど、施設所管課が配置の実態を確実に掌握できるよう工夫されたい。

また、導入効果の検証結果は、毎年度の公表を検討されたい。

(2) 指定管理者の選定等について

ア 指定管理者の選定方法について

- ① 応募がやや低調な状況にあるので、現行のホームページや市報による公募のみでなく、他団体の状況等を参考に幅広い募集方法を検討されたい。
- ② 非公募の 2 施設については、他団体における同例・同規模施設の状況等を参考に、常に公募に向けた検証を行われたい。

イ 指定管理者選定委員会について

- ① 現在の委員構成（市の内部委員 5 名、外部委員 3 名）について、より民間的・専門的視点を重視する観点から、外部委員の構成比を増やすことを検討されたい。
- ② 選定等にあたっては、現地確認（視察）の導入を検討されたい。

(3) 指定管理料の決定について

指定管理料の決定にあたっては、安易に指定管理者側からの提案に追随することなく、例えば他団体の同例・同規模施設との比較等を参照するなどにより、本市としての決定基準や積算根拠等の明確化を図るよう要望する。

また、指定管理料決定の妥当性を示す資料等を年度協定の起案書に添付するなどの明示化も行われたい（前回（H21）監査要望事項）。

(4) 協定書のあり方について

ア 協定違反等の状況について（改善・検討等を要する事項）

- a 利用料金の承認を得ていなかった（4 施設）
- b 業務報告書の提出が規定どおりに行われていなかった。（1 施設）

- c 定期の業務遂行確認が実施されていなかった。(1 施設)
- d 事業報告書の提出が遅れていた。(2 施設)
- e 指定管理者申請要項の記載内容が異なっていた。(5 施設)
- f 管理費用の区分と収支予算書の経理区分に整合性がなかった。(1 施設)
- g 特記事項に修繕費用の記載がなかった。(1 施設)
- h 業務再委託の承認を得ていなかった。(1 施設)
- i 修繕費用の精算時に領収書(写し)の添付がないものがあつた。(1 施設)
- j 事前協議が必要な修繕で、協議内容を確認できるものがなかった。(4 施設)
- k 資料の選定報告に資料名の報告がなかった。(1 施設)

※ 「a」については、前回(H21)監査での指摘事項であり、特に留意が必要

イ 協定書の改善について

施設所管課は、①制度の導入効果の検証、②指定管理料算定(人件費)、③モニタリングチェックの適正化などに資するため、従事者の配置体制を的確に掌握することができるよう協定書掲載事項の明確化と統一化を図りたい。

(5) モニタリングと指定管理者への指導・監督等の状況について

ア モニタリングの適正化について

本市のモニタリングマニュアル(平成22年作成)を、次の諸点から改善・改訂を図りたい。

- ① 適正か否かの判断根拠が不明確なものがあるため、各項目の照合確認すべき書類等を増やし、明示化を行う。
(例) 人件費、職員配置の確認 → 雇用(賃金)台帳、出勤簿など
- ② 照合確認の対象が多い場合はサンプルチェックを行う。
- ③ 現地調査を現行の3ヶ月に1度から毎月実施に改める。
(連絡調整会議の実施は、ほぼ有名無実の状況であるので、現地調査の頻度を上げることで情報交換・連携の強化を図る。)
- ④ 住宅管理公社について、現地調査の未実施を特例として認めるなら、マニュアルでその旨を明確化する。
- ⑤ 貸館貸室等を行っている施設については、「利用率(稼働率)」の状況把握を統一行的に行う。

イ 修繕について

経費の高止まりや発注先の偏り防止等のため、指定管理者が行う修繕についても本市の契約事務に準じ、「5万円を超える場合は2者以上の業者からの見積徴取を徹底すること」による取扱いを検討すべきである。

ウ 指定管理者の管理運營業務の評価について

今後は、選定委員の選任の見直し（上記(2)－イ－①参照）により、民間的・専門的な見地から評価・検証の精度を上げていくべきである。

また、モニタリングの評価結果の公表を行うべきである。

エ 指定管理者の経営状況の把握について

安定的・継続的な指定管理の実現のため、現在徴している「確定申告書の写し」の提出に加え、決算書、監査報告書、財務諸表などの提出を求め、評価・検証の一助とされたい。（公認会計士である選定委員の専門意見を聞く方法が有用と考える。）

(6) 利用者ニーズ・要望等の把握と改善について

市民の声、利用者ニーズを施設の管理運営に的確に反映させるため、①聞き取り調査の拡充や②インターネット（市のホームページ）の活用など様々な工夫により、広聴システムの充実を図られたい。

(7) 前回（H21）監査未了事項について

前掲の「(3)の後段部分」及び「(4)－ア－a」については、前回（H21）監査での指摘・要望事項であるが、今回も未了または改善が行われていない状況が確認された。

今後は監査の指摘に対する対応（措置報告）をおざなりにすることのないよう留意されたい。

(8) その他の特記事項

ア 市民プールの管理について

平成 29 年度から指定管理者の変更があっているが、前年度と比較すると、利用者数や利用料金（入場料・ロッカー使用料）には顕著な増加が見られ、修繕料は大幅に減少している。（平成 29 年度の指定管理料は 750 万円と、前年度から 165 万円減少している。）

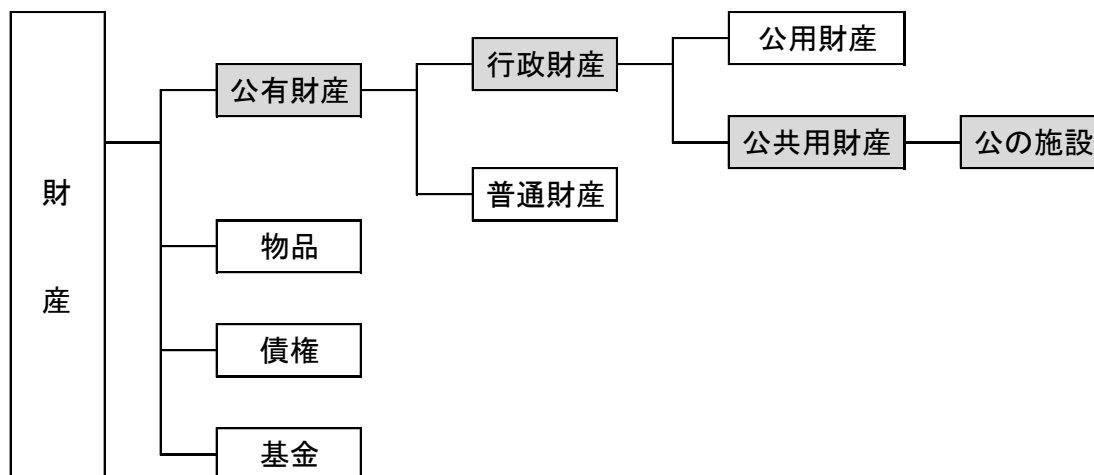
指定管理者の交代期に、このような大きな変動がある点について、施設所管課は特に平成 28 年度以前に利用料金等の申告や修繕料の要求（措置）等に問題がなかったかを含め、原因究明と検証を徹底させてほしい。

イ 総合的な改善の推進について

今回の指摘事項等に対して、特に財政課は本制度の統括・牽引の立場から、総合的に改善が推進されるよう留意されたい。

第1 公の施設とは

1. 財産と公の施設の関係について



(1) 財産（地方自治法第 237 条第 1 項）

財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

(2) 公有財産（地方自治法第 238 条第 1 項）

公有財産とは、普通地方公共団体の所有に属する財産である（基金に属するものを除く）。

公有財産は、「行政財産」と「普通財産」に大別される。

(3) 行政財産（地方自治法第 238 条の 4 第 1 項）

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した公有財産をいう。直接行政目的に供され、原則として貸付、交換、売払い等の処分が禁止されている。

行政財産は、「公用財産」と「公共用財産」に分類される。

公の施設は、行政財産のうち、主に「公共用財産」の範疇に入るものである。

ア 公用財産

地方公共団体が、事務事業を執行するために直接使用することを目的とした財産である。

（例：市役所庁舎等）

イ 公共用財産

住民の一般的な共同の利用に供する財産である。

（例：学校、図書館、体育館、病院、公園等）

(4) 普通財産（地方自治法第 238 条の 5 第 1 項）

普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものである。行政財産とは異なり、貸付、交換、売払い等の管理処分が可能である。

2. 公の施設について（地方自治法第 244 条第 1 項）

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設」を指す。

公の施設の設置、管理及び廃止は条例で定めなければならない（地方自治法第 244 条の 2 第 1 項）

指定管理制度の対象となる公の施設は、概ね次の要件を充たすものとされている。

- ◇ 施設を設置した地方公共団体の住民の利用に供するものであること。
- ◇ 住民の福祉を増進する目的をもって地方公共団体により設置された施設であること。
- ◇ 法律又は条例の規定により設置されたものであること。

（例：公園、野球場、市営住宅、図書館、福祉施設等）

第 2 指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度とは

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、それまで、「公の施設」の管理を地方公共団体が外部に委ねる場合は、公共団体、公共的団体及び地方公共団体が出資する第三セクターなどに限定されていたが、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることが可能となった。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、公の施設に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするとして導入されたものである。

2. 「管理委託制度」と「指定管理者制度」の主な相違点

項 目	管理委託制度 (地方自治法改正前)	指定管理者制度 (地方自治法改正後)
概 要	地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を管理受託者が執行	地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行

項 目	管理委託制度 (地方自治法改正前)	指定管理者制度 (地方自治法改正後)
管理主体	公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人の内、一定の要件を満たす者（1/2以上出資等）	民間事業者を含む法人その他の団体（法人格は不要）
管理主体の権限と業務の範囲	<p>① 施設の設置者である地方公共団体と、条例に基づく契約により具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。</p> <p>② 施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。</p>	<p>① 施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。</p> <p>利用料金についても、条例で定める範囲内で指定管理者が決定し、市長が承認する。</p> <p>② 施設の管理者である地方公共団体は管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。</p>
市との法的関係	委託契約	「指定」という行政処分

3. 利用料金制度について

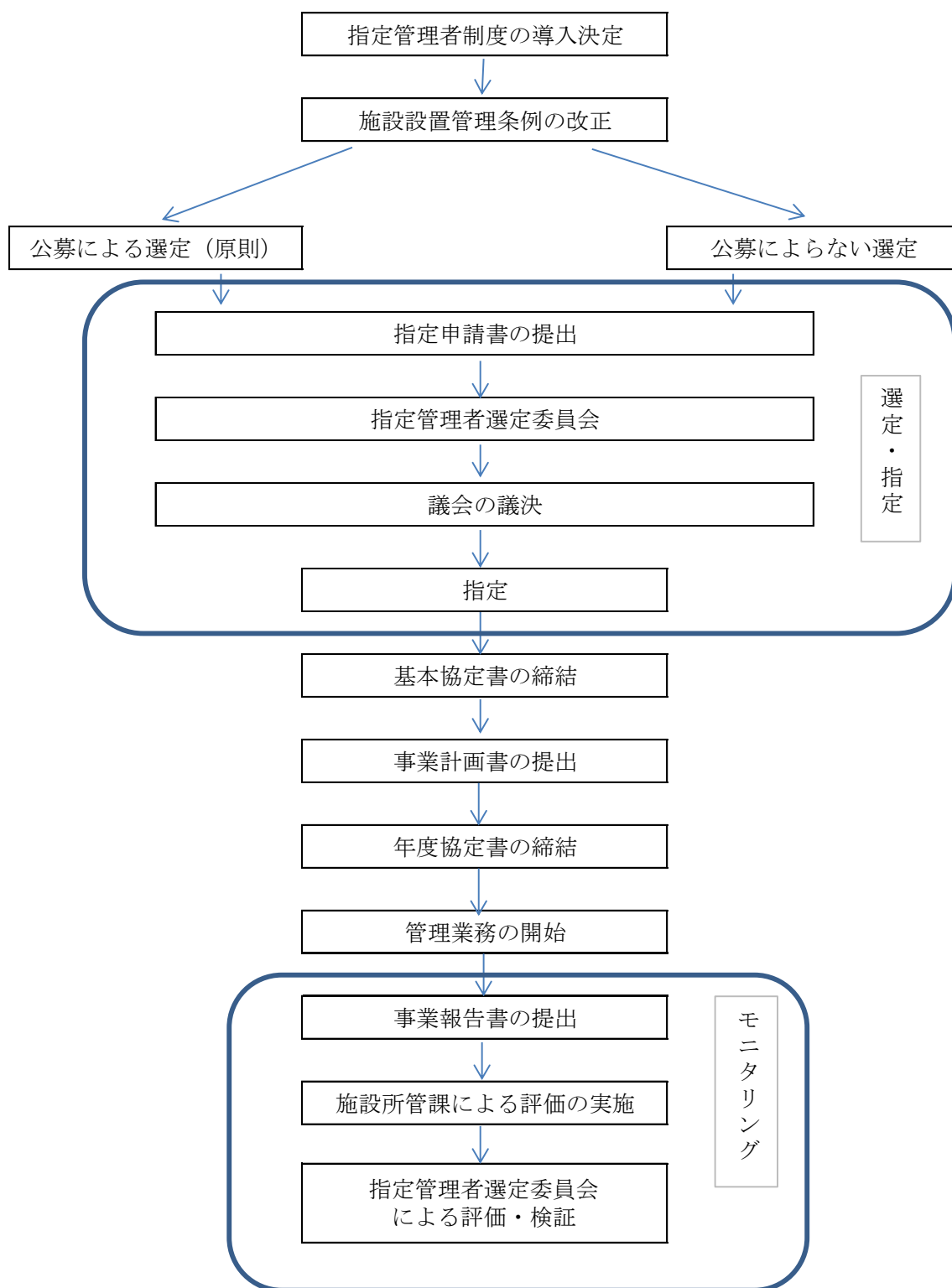
利用料金制度とは、公の施設を利用する際に使用者が支払う利用料金を地方公共団体ではなく、指定管理者の収入とすることができる制度である。利用料金の額は、条例で定める範囲内で、あらかじめ承認を得て指定管理者自らが設定するものである。

指定管理者が努力すれば自らの収入が増えるため、モチベーションの向上により指定管理者の経営努力が発揮されやすいというメリットがある。

本市でも、利用料金は各施設の設置及び管理に関する条例において、条例に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とすると規定しており、6施設で導入している。

4. 指定管理者の手続きについて

指定管理者制度の手続きの流れ（フローチャート）は、次のとおりである。



第3 指定管理者制度の導入及び運用状況

1. 導入状況について

本市では、民間委託を推進する公の施設及び民間企業のノウハウ等の導入により市民サービスの向上や、効果的かつ効率的な運営が期待できる公の施設については、積極的に指定管理者制度の導入を図るという方針により、平成18年度から導入を開始し、現在7施設で導入している。

平成28年度～29年度の詳細は、下表のとおりである。

所管課	管理名	施設名	指定管理者
総務部 総務課	たがわ情報センター	たがわ情報センター	株式会社クリエイティブ ジャパン
市民生活部 高齢障害課	田川市総合福祉センター	田川市総合福祉センター	社会福祉法人 田川市社会福祉協議会
建設経済部 建築住宅課	田川市市営住宅及び 田川市污水处理施設	[市営住宅]	一般財団法人 田川市住宅管理公社
		日吉町市住	
		大浦市住	
		上伊田市住	
		新野上団地	
		高柳団地	
		川宮香町市住	
		棚木市住	
		新生町団地	
		下吉田市住	
		西ヶ浦団地	
		川宮団地	
		田川団地	
		中央団地	
		芳ヶ谷団地	
		大藪団地	
		鎮西団地	
		昭和団地	
		後藤寺西団地	
		平和団地	
		後藤寺東団地	
		三井伊田団地	
		松原団地	
		城山団地市住	
		松原第一団地	
		[污水处理施設]	
西ヶ浦団地污水处理場			
大藪団地污水处理場			
中央団地污水处理場			
芳ヶ谷団地污水处理場			
大藪団地污水处理場			
田川団地污水处理場			
昭和団地污水处理場			

所管課	管理名	施設名	指定管理者
建設経済部 建築住宅課	田川市市営住宅及び 田川市汚水処理施設	後藤寺西団地汚水処理場	一般財団法人 田川市住宅管理公社
		桜ヶ丘団地汚水処理場	
		伊田原団地汚水処理場	
		大藪団地汚水処理場	
		あさひ台団地汚水処理場	
		鎮西団地汚水処理場	
		三井伊田団地汚水処理場	
		松原団地汚水処理場	
		後藤寺東団地汚水処理場	
		城山団地汚水処理場	
		松原団地汚水処理場	
		松原第一団地汚水処理場	
		下吉田市住汚水処理場	
		高柳団地汚水処理場	
		星美台汚水処理場	
		棚木市住汚水処理場	
		川宮香町市住汚水処理場	
上伊田市住汚水処理場			
教育部 文化生涯 学習課	田川市体育施設	田川市総合体育館	特定非営利活動法人 田川市体育協会
		田川市トレーニングセンター	
		田川市弓道場	
		田川市こがねが丘陸上競技場	
		田川市総合グラウンド	
		田川市市民テニスコート	
		田川市猪位金グラウンド	
		田川市市民球場	
		田川市猪位金球場	
	田川市船尾武道館		
	田川市市民プール	田川市市民プール	(H28) 後藤寺商店街振興組合 (H29) 特定非営利活動法人 田川市体育協会
	田川文化センター及び 田川青少年文化ホール	田川文化センター 田川青少年文化ホール	株式会社ケイミックス
	田川市立図書館及び 田川市美術館	田川市立図書館 田川市美術館	タガワ・ビブリオ &アート・アソシエーション

2. 運用状況について

各施設の指定管理者制度運用状況は、下表のとおりである。

(単位：円)

管理名	選定方法	応募 団体数	現在の指定期間		費用種別	29年度管理費用
						29年度修繕費用
						29年度支払料金等費用
たがわ情報センター	公募	2	H29. 4. 1～H34. 3. 31	5年	指定管理料 利用料金制併用	15, 120, 000
						1, 743, 120
田川市総合福祉 センター	非公募	-	H26. 4. 1～H31. 3. 31	5年	指定管理料 利用料金制併用	20, 241, 000
						1, 000, 000

管理名	選定方法	応募 団体数	現在の指定期間		費用種別	29年度管理費用
						29年度修繕費用
						29年度支払料金等費用
田川市市営住宅 及び田川市汚水処理 施設	非公募	—	H29. 4. 1～H34. 3. 31	5年	指定管理料	183,132,999
						182,058,000
						43,654,000
田川市体育施設	公募	1	H29. 4. 1～H34. 3. 31	5年	指定管理料 利用料金制併用	48,000,000
						1,485,000
田川市市民プール	公募	1	H29. 4. 1～H34. 3. 31	5年	指定管理料 利用料金制併用	7,500,000
						2,540,700
田川文化センター 及び田川青少年文化 ホール	公募	3	H28. 4. 1～H33. 3. 31	5年	指定管理料 利用料金制併用	38,197,000
						1,197,000
田川市立図書館及び 田川市美術館	公募	2	H27. 10. 1～H31. 3. 31	3年 6月	指定管理料 利用料金制併用	136,444,000
						2,653,000

※ 田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設の支払料金等費用は、経営努力によらない「電力料」、
「管理人報償費」、「支払手数料」である。

3. 利用者数等の状況について

(1) 利用者数の推移

(単位：人)

管理名	導入前年度 (A)		H26年度	H27年度	H28年度 (B)	H29年 11月現在	比較 (B) - (A)
	年度	利用者数					
たがわ情報センター	H17	18,287	18,984	19,042	19,742	12,172	1,455
田川市総合福祉センター	H17	不明	56,538	56,529	55,540	34,762	—
田川市体育施設	H17	不明	150,730	177,516	170,920	127,532	—
田川市市民プール	H18	31,210	41,324	52,404	57,126	85,651	25,916
田川文化センター及び 田川青少年文化ホール	H18	101,875	100,086	104,784	107,009	80,053	5,134
田川市立図書館	H26	66,610		48,445	150,246	98,041	83,636
田川市美術館	H26	43,593		66,694	85,631	30,265	42,038

※ 田川市立図書館及び田川市美術館は、H27年10月から指定管理者制度導入

利用者数はほぼ横這いか若干増加傾向という状況であり、特に平成28年度では「田川市立図書館」、「田川市美術館」で、平成29年度においては「田川市市民プール」で大幅な増加が見られる。

(2) 市営住宅入居戸数の推移

項 目		導入前年度 H17年度 (A)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 (B)	比較 (B)-(A)
公営 住宅	総戸数	998	998	897	897	943	-55
	入居戸数	940	861	775	761	785	-155
	入居率(%)	94.2	86.3	86.4	84.8	83.2	-11.0
改良 住宅	総戸数	4,015	4,025	4,037	4,037	4,037	22
	入居戸数	3,929	3,760	3,758	3,676	3,606	-323
	入居率(%)	97.9	93.4	93.1	91.1	89.3	-8.6

公営住宅、改良住宅ともに入居率が減少しているが、これは指定管理者制度に移行したことが要因ではなく、少子高齢化による人口減少やエレベーターのない高層階への入居希望者が少ないといったことによるものである。

第4 監査結果の概要及び意見

1. 指定管理者制度の導入効果の検証等について

(1) 経費面

人件費削減効果額の状況

(単位：千円)

管理名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	合計
たがわ情報センター	11,298	11,320	12,091	12,733	10,475	57,917
田川市総合福祉センター	8,693	6,530	8,134	6,127	7,313	36,797
田川市市営住宅及び 田川市汚水処理施設	25,433	33,263	34,158	38,421	31,469	162,744
田川市体育施設	24,055	20,583	21,908	19,126	18,915	104,587
田川市市民プール	9,026	9,889	8,935	9,671	4,970	42,491
田川文化センター及び 田川青少年文化ホール	44,952	39,643	37,316	41,302	40,481	203,694
田川市立図書館及び 田川市美術館	—	—	—	28,696	65,204	93,900
計	123,457	121,228	122,542	156,076	178,827	702,130

削減効果額については、指定管理者による運営における従事人数及び人件費実績を基準とし、それを仮に直営に戻した場合に、市の職員が指定管理者と同じ人数で従事するものと仮定した場合の人件費（理論値）との差により計算。

上表は、本制度の統括課である財政課が行革の一環として、各所管課から提出された従事者の人件費に関する基礎資料をもとに、毎年度5月頃作成しているものである。

なお、次の(2)の「サービス面における効果」を含め、現在のところ導入効果の検証結果については定例的な公表が行われていない。

(2) サービス面

指定管理者制度導入によるサービス面の主な効果

管理名	主な効果
たがわ情報センター	・自主事業、提案事業の充実 (各種パソコン講座、地場企業を対象としたICT教育等)
田川市総合福祉センター	・自主事業、提案事業の充実 (カラオケ教室等、健康と生きがい講演会)
田川市市営住宅及び 田川市污水处理施設	・独居高齢者の安否確認等、緊急時対応の充実
田川市体育施設	・自主事業、提案事業の充実 (健康体操教室等、プロバスケットボール公式戦)
田川市市民プール	
田川文化センター及び 田川青少年文化ホール	・自主事業、提案事業の充実 (大ホールをひとりじめリサイクルIN) 田川等)
田川市立図書館及び 田川市美術館	・自主事業、提案事業の充実 (図書館教養講座等、アートスクール等) ・図書館開館時間の延長

サービス面の主な効果としては、特に自主事業、提案事業の充実が掲げられている。なお、田川市立図書館では開館時間の延長が行われ、利便性が向上している。

(3) 新たな導入の検討

第6次行政改革において新分野（石炭・歴史博物館）での導入が検討されている。

監査意見

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間を活用することで、市民サービスの向上、経費の削減を図ることを目的に創設された制度であることから、常に制度の効果が十分発揮できているかについて、統括的な検証を行う必要があるが、毎年度行革の一環として導入効果の検証が行われている点、サービス面において自主事業の充実や開館時間の延長等によりサービスの向上が図られ、利用者数も増加傾向にある点、新分野の導入について検討が進められている点などは一定の評価ができる。

しかし、施設所管課が従事者の配置体制（業種、職制、業務内容、勤務時間など）を明確に把握できていない状況が見受けられた。直営との比較検証を精緻に行うためにも、後述するモニタリングの適正化のためにも、協定書における職員配置の掲載事項の統一化を図るなど、施設所管課が職員配置の実態を確実に掌握できるような工夫が必要である。

また、導入効果の検証結果については、毎年度の公表を検討すべきである。

2. 指定管理者の選定等について

(1) 指定管理者の指定根拠について

指定の手続、管理の基準、業務の具体的範囲その他必要な事項について、条例で規定することが必要であることから（地方自治法第244条の2第3項）、指定手続その他必要な事項に関する総括的な条例「田川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」が制定されており、各施設所管課においては個別の公の施設の設置及び管理に関する条例の中で、管理の基準及び業務の具体的範囲等について定めている。

個別の公の施設の設置及び管理に関する条例は、次のとおりである。

所管課	管理名	指定管理者	関係条例
総務部 総務課	たがわ情報センター	株式会社クリエイティブジャパン	たがわ情報センターの 設置及び管理に関する条例
市民生活部 高齢障害課	田川市総合福祉センター	社会福祉法人 田川市社会福祉協議会	田川市総合福祉センターの 設置及び管理に関する条例
建設経済部 建築住宅課	田川市市営住宅及び 田川市汚水処理施設	一般財団法人 田川市住宅管理公社	田川市市営住宅管理条例 田川市汚水処理施設条例
教育部 文化生涯 学習課	田川市体育施設	特定非営利活動法人 田川市体育協会	田川市体育施設条例
	田川市市民プール	特定非営利活動法人 田川市体育協会	田川市体育施設条例
	田川文化センター及び 田川青少年文化ホール	株式会社ケイミックス	田川文化センターの 設置及び管理に関する条例 田川青少年文化ホールの 設置及び管理に関する条例
	田川市立図書館及び 田川市美術館	タガワ・ビブリオ &アート・アソシエーション	田川市立図書館条例 田川市美術館条例

(2) 指定管理者の選定方法について

ア 募集の方法について

指定管理者の募集については、田川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条において「公募するもの」と規定されており、具体的にはホームページと市報に掲載し募集が行われている。

また、「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体に管理させることが当該公の施設の適切な管理運営に資すると認めるとき」など、田川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条に該当する場合は、例外的に公募によらず指定管理者を選定できるとされているが、この規定はやや抽象的で明確かつ客観的な判断基準とはなり得ていないのが実状である。

現在、例外的規定の適用により非公募での選定が行われているのは、「田川市総合福祉センター」、「田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設」の2施設である。

イ 候補者の選定について

指定管理者の候補者の選定等は、田川市公の施設の指定の手續等に関する条例施行規則第2条により、指定管理者選定委員会の意見を聞くものと規定されており、市職員5名と外部の学識経験者3名（公認会計士、大学教授、美術協会員）で構成する「田川市指定管理者選定委員会」が設置されている。

ウ 選定基準について

候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならないとなっている。

- a 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- b 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- d 事業計画の内容が、住民のサービスの向上を図られるものであること。
- e 市民の声が反映される管理が行われること。
- f 安全管理の状況
- g 労働福祉の状況
- h 環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。
- i 地域の活性化や地域の人材育成に貢献していること。

エ 候補者の確定方法について

申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答に基づき、申請団体が複数の場合はそれぞれ比較する相対評価とし、1団体の場合は申請団体の能力・技術を測る絶対評価により採点を行い、申請団体が複数の場合、各委員の評価点を集計し、総合点数の最も高い者を候補者として確定し、総合点数が同点の場合は、委員の過半数の賛成を得た者を候補者と確定する。

また、相対評価又は絶対評価の別に関わらず、総合点数を採点者の人数で除した平均が60点以上である者を候補者として確定するとしている。

なお、選定結果はホームページで公開されている。

監査意見

(1) 指定管理者の選定方法について

「田川市体育施設」及び「田川市市民プール」は各々1者のみの応募であり、応募状況は全体的に低調な傾向と言える。したがって、指定管理者の募集にあたっては、より多くの民間事業者等の参入による適正な競争を促すため、現行のホームページや市報の

活用に止まらず、他団体の状況等を参考に積極的かつ幅広い募集活動を行うべきである。

また、指定管理者の選定は原則公募とすることが本制度の趣旨と考えられることから、やむを得ず非公募とする場合においても、他団体における同例・同規模施設の状況等を参考に、常に公募に向けた検証を重ねていくべきである。

(2) 指定管理者選定委員会について

選定委員会の構成は、現在、市内部の職員 5 名と市外部の学識経験者 3 名（公認会計士、大学教授、美術協会員）となっているが、より民間的・専門的な視点からの選定や、後述するモニタリング結果の検証をより適切に行う必要性から、外部委員をより多く登用し、その比率を増やしていくべきである。例えば、本市の行政アドバイザーである企業出身の横道氏や、行政全般に精通している神谷教授などの参画も有効な方法と思われる。

また、選定等にあたっては、現場主義に立った選考や民間委員の積極登用の観点、他団体における状況等を踏まえ、現地確認（視察）の導入を検討すべきではないかと考えられる。

3. 指定管理料の決定について

管理費用は、「基本協定書」において別途「年度協定書」にて定めることとしており、委託料算定方法は次のとおりである。

(1) 利用料金制度を適用している施設（下記(2)以外の全施設）

管理運営に関する経費から、利用料金収入見込額及び管理運営業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を指定管理委託料とするとしており、市が支払う委託料の額は、提出された事業計画書や収支予算書を基に前年度収支額を考慮し、予算の範囲内で毎年度協定書において定められている。

(2) 利用料金制度を適用していない施設（田川市市営住宅及び田川市污水处理施設のみ）

管理運営に要する経費を指定管理者に委託料として支払うこととしており、市が支払う委託料の額は、提出された事業計画書や収支予算書を基に前年度収支額を考慮し、予算の範囲内で、毎年度協定書において定められている。

指定管理料決定のプロセス

	時期	実施者	内 容
1	指定管理者募集前	施設所管課	指定管理基本額を[直當時の管理運営経費（指定更新時は直近の管理運営経費）]-[利用料金収入]+[増減見込]により設定する ※市営住宅及び污水处理施設は利用料金制を採用しないので、[直當時の管理経費（指定更新時は直近の管理経費）]+[増減見込]により設定
2	指定管理者募集前	指定管理者選定委員会事務局（財政課）	指定管理者選定委員会を開催し、意見を徴する
3	指定管理者募集前	施設所管課	指定管理料基本額を決定する
4	9月	施設所管課	ホームページ、広報たがわで指定管理者を募集する
5	指定管理者応募時	応募団体	指定管理料を提案する
6	10月～11月	指定管理者選定委員会事務局（財政課）	指定管理者選定委員会を開催し、応募団体を審査の上、指定管理者候補者を選定する
7	10月～11月	施設所管課	指定管理者選定委員会の選定結果を基に、指定管理者候補者を決定する
8	12月市議会	施設所管課	市議会に指定議案を上程し、議決を得る
9	指定議案議決後	施設所管課	指定管理者指定の告示を行う
10	指定告示後	施設所管課、指定管理者	基本協定締結
11	年度協定締結時	施設所管課、指定管理者	指定管理料を協議し、決定する

指定管理料の推移

(単位：千円)

管理名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
たがわ情報センター	15,750	16,200	16,200	16,200	15,120
田川市総合福祉センター	20,220	19,688	19,243	19,153	20,241
田川市市営住宅及び 田川市污水处理施設	211,789	219,869	226,354	229,308	226,787
田川市体育施設	47,420	48,220	48,511	48,511	48,000
田川市民プール	8,900	9,150	9,150	9,150	7,500
田川文化センター及び 田川青少年文化ホール	42,602	43,239	43,618	37,277	38,197
田川市立図書館及び 田川市美術館			68,137	136,569	136,444

※ 田川市総合福祉センターは、H26年度からデイサービス事業、食堂事業を指定管理者業務から除外

※ 田川市立図書館及び田川市美術館は、H27年10月から指定管理者制度導入

指定管理料の状況は、概ね横這いであったが、平成29年度は減額となった施設が見られ、

特に「田川市市民プール」は、平成 28 年度に利用料金が増収となったため指定管理料が減額されている。

指定管理者の収支状況

(単位：千円)

管理名	区分	導入年度	H24	H25	H26	H27	H28	
たがわ情報センター	収入	利用料金	3,006	6,205	6,792	8,077	8,090	9,203
		市委託料収入	15,750	15,750	15,750	16,200	16,200	16,200
		その他収入	4,464	1,860	1,976	1,238	2,605	3,140
		収入計 (A)	23,220	23,815	24,518	25,515	26,896	28,543
	支出	人件費	10,956	12,196	11,212	11,212	11,764	13,222
		その他の経費	11,446	10,961	12,804	12,981	13,154	13,302
		支出計 (B)	22,402	23,157	24,016	24,193	24,918	26,524
		市返納金 (C)	0	0	0	0	0	0
	収支額 (A-B-C)		818	658	502	1,322	1,978	2,019
田川市総合福祉センター	収入	利用料金	11,071	8,919	8,397	8,327	8,661	8,338
		市委託料収入	15,826	20,796	20,220	19,688	19,243	19,153
		デイサービス収入	31,326	28,900	24,586	0	0	0
		食堂収入	5,898	5,165	4,453	0	0	0
		その他収入	301	1,232	1,070	723	661	482
	収入計 (A)	64,422	65,012	58,726	28,738	28,565	27,973	
	支出	人件費	37,120	40,902	38,167	10,914	11,212	11,151
		事業費等	26,244	28,445	27,501	17,727	16,101	16,706
		支出計 (B)	63,364	69,347	65,668	28,641	27,314	27,857
		市返納金 (C)	0	0	0	0	0	0
収支額 (A-B-C)		1,058	-4,335	-6,942	97	1,252	116	
田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設	収入	利用料金	-	-	-	-	-	-
		市委託料収入	178,222	201,800	211,789	219,869	226,354	229,308
		その他収入	0	0	0	0	0	0
		収入計 (A)	178,222	201,800	211,789	219,869	226,354	229,308
	支出	人件費	47,850	68,392	70,173	73,121	74,976	76,738
		事業費	128,019	131,925	139,360	145,187	145,993	145,182
		支出計 (B)	175,869	200,317	209,533	218,308	220,969	221,920
		市返納金 (C)	0	180	1,769	861	5,030	6,899
収支額 (A-B-C)		2,353	1,303	487	701	355	489	
田川市体育施設	収入	利用料金	-	10,136	10,005	12,633	13,556	14,379
		市委託料収入	48,000	47,061	47,420	48,220	48,511	48,511
		その他収入	1,401	3,809	4,471	3,901	3,813	3,829
		収入計 (A)	49,401	61,006	61,896	64,754	65,880	66,720
	支出	人件費	27,592	28,318	29,950	29,829	28,188	29,362
		事業費	20,889	30,460	30,055	32,563	34,719	34,690
		支出計 (B)	48,481	58,778	60,005	62,392	62,907	64,052
		市返納金 (C)	0	0	0	0	0	0
収支額 (A-B-C)		920	2,228	1,891	2,362	2,973	2,668	
田川市市民プール	収入	利用料金	-	17,261	18,777	16,057	20,547	22,336
		市委託料収入	18,400	8,600	8,900	9,150	9,150	9,150
		その他収入	786	5,922	7,653	5,963	7,637	9,019
		収入計 (A)	19,186	31,783	35,330	31,170	37,334	40,505
	支出	人件費	7,801	10,398	11,369	10,502	12,015	10,639
		事業費	11,181	18,322	21,989	20,044	23,301	26,813
		支出計 (B)	18,982	28,720	33,358	30,546	35,316	37,452
		市返納金 (C)	0	0	0	0	0	0
収支額 (A-B-C)		204	3,063	1,972	624	2,018	3,052	

管理名	区分	導入年度	H24	H25	H26	H27	H28	
田川文化センター 及び田川青少年文化 ホール	収入	利用料金	18,097	14,392	14,152	11,485	12,658	12,215
		市委託料収入	47,748	40,200	42,602	43,239	43,618	37,277
		その他収入	725	1,278	2,647	9,750	1,151	4,279
	支出	収入計 (A)	66,570	55,870	59,401	64,474	57,427	53,771
		人件費	42,355	37,078	32,308	29,818	30,097	27,683
		事業費	18,792	18,642	29,336	35,589	25,299	31,246
		支出計 (B)	61,147	55,720	61,644	65,407	55,396	58,929
		市返納金 (C)	0	0	0	0	0	0
	収支額 (A-B-C)	5,423	150	-2,243	-933	2,031	-5,158	
田川市立図書館及び 田川市美術館	収入	利用料金	777	-	-	-	-	1,793
		市委託料収入	68,137	-	-	-	-	136,569
		その他収入	2,065	0	0	0	-	3,070
	支出	収入計 (A)	70,979	0	0	0	0	141,432
		人件費	38,157	-	-	-	-	73,661
		事業費	36,550	-	-	-	-	75,195
		支出計 (B)	74,707	0	0	0	0	148,857
		市返納金 (C)	0	0	0	0	0	0
	収支額A-B-C	-3,728	0	0	0	0	-7,425	

※市負担相当額の修繕費は収入及び支出から除外

※田川市総合福祉センターは、H26年度からデイサービス事業、食堂事業を指定管理者業務に含めないこととした。

指定管理者の収支状況を見ると、黒字となっている施設は5施設であり、特に「たがわ情報センター」、「田川市体育施設」、「田川市市民プール」で黒字額が大きくなっており、赤字となっている施設は、「田川文化センター及び田川青少年文化ホール」、「田川市立図書館及び田川市美術館」である。

監査意見

施設の管理運営を行うために必要な費用である指定管理料は、公金からの支出により負担されていることから、指定管理料の算定に当たっては算定根拠の明確化が重要である。特に、指定管理者の収入となる利用料金が増加した場合や、経費削減により生じた剰余金が経営努力によるものなのか、毎年度収支予算額と決算額の分析を行い、その差額について原因理由を究明し剰余金が妥当かどうか確認することが必要である。

以上を踏まえ、本市の指定管理料の決定にあたっては、安易に指定管理者側からの提案に追随することなく、例えば他団体の同例・同規模施設との比較等を参照するなどにより、本市としての決定基準や積算根拠等の明確化を図るよう要望する。

また、指定管理料決定の妥当性を示す資料等を年度協定書締結の決裁に添付するなどの明示化も行われたい（この点は前回（H21）監査に引続き改善を要望する）。

4. 協定書のあり方について

(1) 協定書の作成について

田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項において、指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならないとなっていることから、指定期間における管理の基本的事項を定めた「基

本協定書」及び管理費用について定めた「年度協定書」を締結している。

また、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法については、協定の一部として「管理運営仕様書」により詳細に規定されている。

(2) 協定書の記載事項について

田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第5条において、協定書に記載する事項について、次のとおり定めている。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- キ 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ク 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものとして別に定める事項

(3) 協定違反等の状況について

協定書記載事項の実施状況を調査したところ、違反等（改善・検討等を要するもの）については以下のとおりであった。

ア【利用料金の承認】

施設の利用料金は、各施設の設置及び管理に関する条例で掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とするとなっているが、承認を得ていなかった。

※ 本件については、前回（H21）監査での指摘事項でもあり、特に留意が必要である。

【対象施設】 田川市体育施設（文化生涯学習課）
田川市市民プール（文化生涯学習課）
田川文化センター及び田川青少年文化ホール（文化生涯学習課）
田川市立図書館及び田川市美術館（文化生涯学習課）

イ【業務報告書の提出】

指定管理者は、業務報告書を毎月終了後に作成し、翌月10日までに市に提出しなければならないとなっているが、2月分をいっしょに提出しているものがあつた。

【対象施設】 田川市市民プール（文化生涯学習課）

ウ【定期の業務遂行確認】

市は、管理の適正を期するため、定期的に指定管理者が管理する施設への立入等により、現地で業務遂行状況の確認を行うとなっているが実施されていない。

【対象施設】 田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設（建築住宅課）

エ【事業報告書の提出】

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を作成し、市に報告しなければならないとなっているが、提出が遅れているものや指定管理者申請要項の記載内容が異なっているものがある。

○提出が遅れているもの

【対象施設】 田川市体育施設（文化生涯学習課）

田川文化センター及び田川青少年文化ホール（文化生涯学習課）

○指定管理者申請要項の記載内容が異なっている。

【対象施設】 たがわ情報センター（総務課）

田川市体育施設（文化生涯学習課）

田川市市民プール（文化生涯学習課）

田川文化センター及び田川青少年文化ホール（文化生涯学習課）

田川市立図書館及び田川市美術館（文化生涯学習課）

オ【管理費用の区分】

市営住宅等の管理費用は、修繕費用、支払料金等、その他管理経費、業績反映に区分されているが、収支予算書の経理区分と整合性がない。

【対象施設】 田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設（建築住宅課）

カ【特記事項】

市民プールの年度協定書管理業務取扱特記事項において、管理費用の支払についての記載があるが、修繕費用の記載がない。

【対象施設】 田川市市民プール

キ【指定管理者が行う業務の再委託】

指定管理者が行う業務の一部については、書面による市の承諾を得たときは再委託できるとなっているが、書面による承諾がされていない。

【対象施設】 田川市立図書館及び田川市美術館

ク【修繕費用の精算】

修繕費用は概算払いにて行い、年度末に修繕費用を精算し、剰余金が生じたときは市に返還するものとなっているが、精算時に領収書（写し）の添付がないものがあった。領収書（写し）添付の定めはないが、その必要性について検討されたい。

【対象施設】 たがわ情報センター（総務課）

ケ【修繕の事前協議】

施設自体に関わるもの以外の修繕において、1件10万円を超えるもの、1件50万円を超えるもののうち、特定の者との契約を締結する必要があるとき、緊急のときは市との事前協議が必要となっているが確認できるものがなかった。口頭で行っている部署は、書面にて協議内容を明らかにすることを検討されたい。

【対象施設】 たがわ情報センター（総務課）

田川市体育施設（文化生涯学習課）

田川市市民プール（文化生涯学習課）

田川市立図書館及び田川市美術館（文化生涯学習課）

コ【資料の選定報告】

図書館の資料選定・除籍については、「田川市立図書館資料収集及び選定基準」に従い、毎月及び毎年度報告することになっており、資料の除籍報告には資料名が報告されているが、選定報告は件数のみとなっていることから、選定報告においても資料名を報告させることを検討されたい。

【対象施設】 田川市立図書館及び田川市美術館（文化生涯学習課）

(4) 協定書の改善について

現行の協定書においては、従事者の配置体制についての記載が統一的なものとなっていないため、施設所管課による配置体制の把握に曖昧さや不十分な状況が見られる一因となっており、改善が必要である。

監査意見

協定書については、田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、施行規則に基づき、指定期間、事業計画、利用料金、事業報告及び業務報告など必要項目が

記載されたものとなっていた。しかし、上記(3)のとおり、利用料金の承認を得ていない施設や、事業報告書の提出が遅れている施設があるなど、協定書違反等の状況が見られた点については、速やかに改善・検討等を行われたい。

また、施設所管課は、①制度の導入効果の検証、②指定管理料の算定（人件費）、③モニタリングチェックの適正化などに的確に対応していくため、従事者の配置体制を確実に掌握することができるよう協定書記載事項の明確化と統一化を図るべきである。

具体的には、業種、職制、業務内容、勤務時間など、従事体制が明確に分かるよう協定書の記載内容の統一整備や資料の添付（例：組織図、業務分担表、勤務割表など）について工夫されたい。

5. モニタリングと指定管理者への指導・監督等の状況について

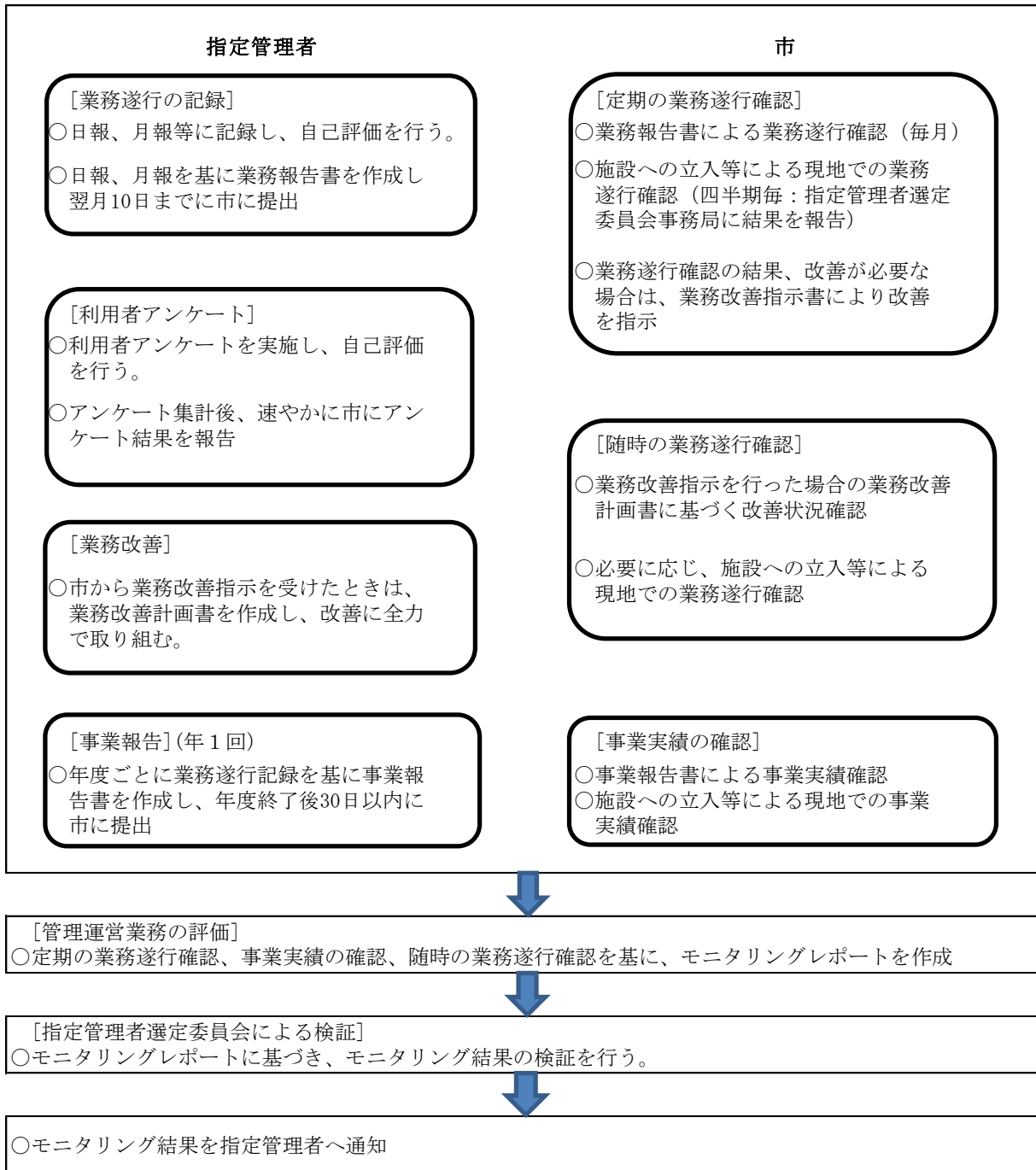
(1) モニタリングの目的について

モニタリングとは、指定管理者が行う施設の管理運営に関し、条例、規則及び協定等に従い適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認・評価する一連の仕組みであり、モニタリングに基づき改善に向けた指導・助言を行うことで、安定的・継続的なサービスの提供を可能とするものである。

本市では、平成22年9月に作成された「田川市指定管理者モニタリングマニュアル」に沿って実施されている。

(2) モニタリングの実施主体と実施方法について

モニタリングの実施概要は、以下のとおりである。



(3) モニタリング実施に伴う問題点について

ア モニタリングにおける適否の判定基準について

本市のモニタリングの実施方法は、前頁記載の手順のとおりであるが、施設所管課は、毎月指定管理者から提出される業務報告書に基づく業務遂行確認を行い、四半期毎に施設への立入等により、現地調査等シートに基づき業務遂行状況の適否の判断を行うこととされている。しかし、項目ごとに照合・チェックする書類が明確でなく、何をもって「適正」と判断したのかの根拠が不明確であるものや、初めから適否の判断を行っていない項目も散見された。

例えば、人件費や職員配置の確認に際しては、雇用（賃金）台帳や出勤簿等との照合確認が考えられるが、実施されている施設はなかった。今後は、他市の状況等も参考に、各項目ごとの照合確認書類等の追加や明示化を行うとともに、照合確認の対象が多い場合は最低限サンプルチェックを行うなどにより「適正」との判断に至った根拠を明確に説明できるようにすべきである。

イ 現地調査について

施設への立入等による現地確認（現地調査）については、毎月の業務報告書を持参し確認を行っている部署がある一方、形式的な確認に止まる部署があるなど、実施方法にかなりの温度差が感じられた。指定管理者との連携強化やモニタリングの精度を上げていくためには、少なくとも毎月実施することが必要ではないかと考える。

なお、「田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設」については、現地調査が行われていなかったが、未実施を特例として認めるのであれば、モニタリングマニュアルにその旨を掲げ、明確化すべきである。

ウ 利用率（稼働率）の把握について

貸館貸室等を行っている施設は、「たがわ情報センター」、「田川市体育施設」、「田川文化センター及び田川青少年文化ホール」、「田川市立図書館及び田川市美術館」の4施設であるが、利用率（稼働率）の把握・報告が統一的に行われていない状況である。

(4) 連絡調整会議の実施について

指定管理者と施設所管課は、管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換、課題の共有を図るため、「連絡調整会議」を設置し毎月会議を開催するとなっているが、実施はごく一部に限られ、ほぼ有名無実の状況である。

(5) 修繕の対応について

修繕の対応は、管理運営仕様書にて下記のとおり定められているが、指定管理者が

行う修繕における見積徴取方法については、統一的な取り決めやルール等はなく、各施設所管課の判断による取扱いとなっている。

修繕に関するリスク分担

種 類	内 容	指定 管理者	市
施設、設備、備品 等の損傷・修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	施設、設備の設計、構造上の原因によるもの		○
	施設の改造、増築、改修等、施設自体に関わるもの		○
	施設の改造、増築、改修等、施設自体に関わるもの以外で1件50万円以下（ただし、1件10万円を超えるものは、事前協議が必要）	○	
	施設の改造、増築、改修等、施設自体に関わるもの以外で1件50万円を超えるもののうち以下に該当するもの (1)特定の者との契約を締結する必要があるとき（事前協議が必要） (2)緊急の時（事前協議が必要） (3)上記(1)及び(2)以外で市が適当と認めるとき	○	
	施設の改造、増築、改修等、施設自体に関わるもの以外で1件50万円を超えるもののうち上記(1)～(3)以外		○

修繕料の推移

(単位：円)

管理名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
たがわ情報センター	90,720	980,640	1,208,520	1,743,120 (0)
田川市総合福祉センター	1,867,428	942,624	978,192	1,000,000 (0)
田川市市営住宅及び 田川市汚水処理施設	174,857,063	186,281,662	182,056,157	182,058,000 (7,064,000)
田川市体育施設	22,580,693	24,642,434	5,910,000	1,485,000 (0)
田川市市民プール	8,945,200	11,955,000	8,628,000	2,540,700 (2,700,000)
田川文化センター及び 田川青少年文化ホール	3,111,677	5,950,672	14,065,000	1,197,000 (15,635,000)
田川市立図書館及び 田川市美術館		498,200	9,061,145	2,653,000 (9,072,000)

※ 田川市立図書館及び田川市美術館は、H27年10月から指定管理者制度導入

※ H29年度は年度協定書に基づく概算払額、()は市対応の予算額

修繕時の対応については、平成 28 年度までは基本的にすべての修繕を指定管理者が実施するものとされていたが、大規模な修繕については指定管理者よりも市のほうが速やかに実施できること、指定管理者が実施しても施設所管課の事務負担の軽減が図れなかったという点から、平成 29 年度から 1 件 50 万円以下の小規模な修繕は指定管理者が行い、50 万円を超える修繕は大規模な修繕として市が行うよう改められている。

なお、指定管理者が行う修繕料の内訳は、年間計画に基づいて行うものと緊急対応分となっている。

(6) 指定管理者の管理運営業務の評価について

施設所管課は、毎年度終了後、指定管理者の管理運営業務を評価し、モニタリングレポートを作成して指定管理者選定委員会に提出するものとされており、指定管理者選定委員会は、指定管理者による管理運営業務のサービス水準の維持・向上や財務状況等のモニタリング結果をより客観性をもって検証するため、市から提出されたモニタリングレポートに基づきモニタリング結果の検証を行い、施設所管課及び指定管理者に通知し改善を図ることとされている。今後は、選定委員会の構成委員の見直し（前述 P 18）により、民間的・専門的見地から評価・検証の精度を上げていくべきである。

なお、モニタリングの評価結果については、公表の検討が必要である。

(7) 指定管理者の経営状況の把握について

指定管理者の経営状況を把握するため、指定管理者選定委員会へのモニタリング結果等検証資料の提出時に「確定申告書の写し」を求めているが、指定管理者として安定的・継続的に管理運営業務を実施できる状況にあるのか判断するため、決算書（事業報告書と法人・団体の決算書との突合）や監査報告書、財務諸表などの提出も検討すべきである。

なお、この点については、公認会計士である選定委員の専門意見を聞く方法が特に有用と考える。

各施設に係る平成 28 年度モニタリングの評価結果の概要は、以下のとおりである。

ア 項目別評価

【評価の基準】

- A：仕様書、事業計画書を上回る優れた管理運営が行われた。
- B：仕様書、事業計画書と同様、同等の管理運営が行われた。
- C：仕様書、事業計画書をやや下回る管理運営であり、一部改善が必要。
- D：仕様書、事業計画書を大きく下回る管理運営であり、大幅な改善が必要。

	評価						
	たがわ情報センター	田川市総合福祉センター	田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設	田川市体育施設	田川市市民プール	田川文化センター及び田川青少年文化ホール	田川市立図書館及び田川市美術館
(1) 管理運営状況	B	B	B	B	B	B	B
【開館日・開館時間・申請管理・利用料金徴収の状況】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【ホームページ、掲示物、案内板等の状況】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【仕様書に沿った維持管理業務の実施状況と質】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【事業(自主事業以外)の実施状況】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【修繕の実施状況】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【法令順守の徹底状況】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【再委託の状況】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【備品管理、各種管理記録の状況】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
(2) 安全管理	B	B	B	B	B	B	B
【安全対策の状況】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【事故等発生状況】	発生なし	利用者による暴力行為 1 件発生	火災事故(入居者の失火) 1 件発生	施設破損事故 2 件、利用者負傷事故 1 件発生	発生なし	発生なし	車による施設への接触事故 1 件発生
(3) 社会的取り組み	B	B	B	B	B	B	B
【労働福祉、障害者雇用の状況】	障害者雇用は、業務委託として行った	障害者雇用なし	障害者雇用なし	障害者雇用は、業務委託として行った	障害者雇用なし	障害者雇用なし	障害者雇用は美術館で 1 名あり
【環境対策】	配慮	配慮	配慮	配慮	配慮	配慮	配慮
(4) 人員配置	B	B	B	B	B	B	B
【職員配置、研修実施の状況】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【接客の質】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
(5) 施設運営状況	C	B	B	B	B	B	B
【事業計画に沿った自主事業の実施状況と質】	一部の事業は計画通りでなかった	適切	自主事業なし	適切	自主事業なし	適切	適切
【実施計画に沿ったサービス向上策の実施状況と質】	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切
【利用者要望の把握及び対応状況】	アンケートを実施して把握している	ご意見箱を設置して把握している	住宅管理人等と連携して把握している	アンケート実施、窓口で把握している	入場者の声を聞き、要望の把握に努めている	アンケート実施、窓口で把握している	アンケート実施、窓口で把握している
【トラブルの未然防止策及び苦情への対応】	目立ったトラブルなし	見回り等により未然防止に努めた	解決が困難なケースは市と協力して対応している	事故、苦情への対応は迅速に実施された	苦情受付担当を配置し、苦情解決までの流れを明確にした	館内巡視により安全確認を行った	館内巡視により未然防止に努めた
【市、関係団体、地域等との連携状況】	連携実施	連携実施	連携実施	連携実施	連携実施	連携実施	連携実施
(6) 個人情報保護の状況	B	B	B	B	B	B	B
	適切	適切	適切	適切	適切	適切	適切

	評価						
	たがわ情報センター	田川市総合福祉センター	田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設	田川市体育施設	田川市市民プール	田川文化センター及び田川青少年文化ホール	田川市立図書館及び田川市美術館
(7) 緊急時対策状況	B	B	B	B	B	B	B
【防犯・防災対策状況】	マニュアルに基づき対応	・マニュアルに基づき対応 ・消防訓練実施	・防犯啓発チラシ掲示 ・入居者等との情報交換による不審情報把握	・消防訓練実施	・巡回点検による防犯対策実施 ・雷雨、豪雨時の入水制限（避難）の徹底による安全確保実施	・マニュアルに基づき対応 ・消防訓練実施	・マニュアルに基づき対応 ・消防訓練実施
【その他緊急時対策、保険加入の状況】	保険加入	保険加入	緊急時対応に係る体制整備	保険加入	保険加入	保険加入	保険加入
(8) 収支・会計処理	B	B	A	B	B	B	B
【自主事業収支状況】 【全体収支状況】	黒字 黒字	黒字 黒字	自主事業なし 黒字	黒字 黒字	自主事業なし 黒字	赤字 赤字	黒字 赤字
【適正な会計処理、資金繰りの状況】	適正	適正	適正 (経営努力によらない電気料等の不用額を自主的に返納した)	適正	適正	適正	適正

イ 利用者アンケート結果

たがわ情報センター	田川市総合福祉センター	田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設	田川市体育施設	田川市市民プール	田川文化センター及び田川青少年文化ホール	田川市立図書館及び田川市美術館
・すべての項目で概ね満足という結果であったが、自主事業で行っている講座の講師に対してやや不満という回答があった。	・すべての項目でやや不満が10%を超えており、特に「施設・敷地内の清掃」に関しては、やや不満が40%程度あった。	・すべての項目で概ね満足という結果であったが、「ホームページの見やすさ」でやや不満という回答があった。	・すべての項目で概ね満足という結果であったが、「施設・備品等」に関してやや不満という回答があった。	・「職員のみだしなみ」でやや不満が10%を超えており、「ホームページの見やすさ」、「掲示板、案内板等のわかりやすさ」でやや不満が20%を超えていた。	・貸館に関しては概ね満足という結果であった。 自主事業に関しては「施設の掲示板、案内板等はわかりやすさ」に関してやや不満の回答があった。	・図書館に関しては普通以上の回答が多かったが、「図書や雑誌の並び方」でやや不満の回答があった。 ・美術館に関しては「閉館時間の延長」を望む回答が多かった。

ウ 総合評価

たがわ情報センター	田川市総合福祉センター	田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設	田川市体育施設	田川市市民プール	田川文化センター及び田川青少年文化ホール	田川市立図書館及び田川市美術館
B	B	B	B	B	B	B
・概ね使用に沿った管理運営が行われ、利用者アンケートにおいても高い評価を得ている。 ・一部の自主事業で十分な実施がなされなかった。	・概ね、仕様書、事務計画書に沿った運営が行われた。 ・田川市地域包括支援センターと連携し、「田川市健康たん」と体操を周知するなど、高齢者の介護予防に努めた。	・滞納整理事務では、督促状等を郵送することで経費節減と滞納者の状況把握を行った。 ・指定管理者の努力によらない経費の不用額は自主的に返納した。	・良好な施設の管理運営が行われた。 ・自主事業についても、誰もが気軽にスポーツに親しみを持つことができる環境づくりが行われた。	・良好な施設の管理運営が行われた。 ・入場者数が増加傾向にあり、監視の専門（ライフセーバー）から監視業務のノウハウを学ぶ等、利用者の安全確保に努めた運営がなされた。	・施設の設置目的に沿った管理運営がなされた。 ・自主事業に関しては、参加者の満足度が高い事業を行った。	【図書館】 ・施設の設置目的に沿った管理運営がなされた。 ・入館者や貸出冊数も増加した。 【美術館】 ・施設の設置目的に沿った管理運営がなされた。 ・多くの方が入館した企画や、知名度向上につながった取組もあった。

エ 業務改善が必要な事項

たがわ情報センター	田川市総合福祉センター	田川市市営住宅及び田川市汚水処理施設	田川市体育施設	田川市市民プール	田川文化センター及び田川青少年文化ホール	田川市立図書館及び田川市美術館
・事業報告書について、数字の間違いが多いため、指定管理者による事前の内容チェックが必要である。	・今後もより多くの方に利用していただけるよう、事業内容の見直しを継続する必要があるため、利用者のニーズに配慮した効果的な取組の実施を求める。	・特に改善が必要な点はない。 ・家賃の収納率が高い水準で推移しているが、持続するためには、基本的な取組事項を着実かつ継続して実施することが肝要であり、啓発・助言を行う。	・特に改善が必要な点はない。 ・現状を維持しながら、突発的な事故等の対策として各施設や遊具などの状況や遊具などの状況を常に把握し、管理運営することを求める。	・平成29年度から指定管理者が変更になることから、今まで行われてきた業務内容はもちろん、遊泳者の安全確保及び施設の環境美化、日常点検の充実などについて、次期指定管理者に申し送りを行う。	・自主事業について、収支状況が大きく下回る事案があった。出演者や内容について、市民等のニーズを再度分析し、規模に見合った事業を開催する必要がある。	【図書館】 ・参加者の少ないイベントは告知の内容等を検討し、参加者の増加を図る必要がある。 【美術館】 ・効率的な広報活動により入館者増につなげる必要がある。 ・企画展の支出が増大しているため、規模と予算について精査する必要がある。

平成28年度モニタリングの評価結果は、すべての施設がすべての項目で適切・適正であり、総合評価は「B」評価（仕様書、事業計画書と同様、同等の管理運営が行われた）となっている。

監査意見

モニタリングのあり方は、指定管理者制度そのものの成否のカギを握っていると言っても過言ではない。このため、本市においても、さらに多様な観点・取組からモニタリングの精度を高める工夫が必要である。モニタリングの改善は、すなわち指定管理者（民間団体等）との向き合い方（連携・指導・監視）の改善であり、市民への説明責任の向上に直結するものである。

(1) モニタリングの適正化について

本市のモニタリングマニュアルは平成22年9月に作成されたものであり、実態に即していない面や他団体に比べ、やや時代遅れとなっている面が見受けられる。本市の内部統制上も極めて重要であるので、速やかに次の諸点から改善・改訂を行うべきである。

- ① 適正か否かの判断根拠が不明確なものがあることや、斜線を引いてモニタリングをしていない項目も見受けられたため、各項目の照合確認すべき書類等を増やし、明示化を行う。

（例） 人件費、職員配置の確認 → 雇用（賃金）台帳、出勤簿など

- ② 項目によって、照合確認の対象が多い場合はサンプルチェックを行う。
- ③ 指定管理者との連携強化や監視機能を高めるため、現地調査を現行の3ヶ月に1度から毎月実施に改める。なお、連絡調整会議の実施は、ほぼ有名無実の状況であるため、現地調査の頻度を上げることで情報交換・相互理解の場となりうると思える。
- ④ 住宅管理公社について、現地調査の未実施を特例として認めるなら、マニュアルでその旨を明確化する。

- ⑤ 貸館貸室等を行っている4施設については、評価指標として「利用率（稼働率）」の状況把握を統一的に行う。

(2) 修繕について

市民の目線からは、市の発注も指定管理者の発注も変わらない。したがって、経費の高止まりや発注先の偏り防止等のため、指定管理者が行う修繕についても本市の契約事務に準じ、「5万円を超える場合は2者以上の業者からの見積徴取を徹底すること」による取扱いを検討すべきである。

(3) 指定管理者の管理運営業務の評価について

- ① 前述したように、モニタリングにおいて、何をもって「適正」と判断したのか根拠が曖昧なものが見られた。今後は、選定委員の選任の見直し（P18参照）により、民間的・専門的な見地から評価・検証の精度を上げていくべきである。
- ② モニタリングの評価結果について公表を行うべきである。

(4) 指定管理者の経営状況の把握について

本制度の安定的・継続的な運用のためには、指定管理者の経営状況を正確に把握することが重要である。したがって、現在徴している「確定申告書の写し」の提出に加え、決算書（事業報告書と法人・団体の決算書との突合）、監査報告書、財務諸表などの提出を求め、評価・検証の一助とすべきである。

なお、本件については、公認会計士である選定委員の専門意見を聞く方法が特に有用と考える。

6. 利用者ニーズ・要望等の把握と改善について

利用者ニーズ・要望等の把握は、指定管理者が当該施設において提供するサービスに関する利用者アンケートを実施するものとされており、各施設では利用者アンケートに加え、貸館業務を行っている施設では申込者からのアンケートも実施していた。

アンケートの方法は、施設内に回収箱を設置するほか、必要に応じて聴き取り調査にて行われ、調査項目は、接客対応、施設・設備、施設利便性等についての満足度の調査を行うものであった。

監査意見

指定管理者及び施設所管課は、利用者アンケートを実施することにより、市民の声、利用者の声を的確に管理運営に反映させ、利用促進を図ることが必要であるが、利用者がアンケートの実施（調査票の設置場所等）に気づいていない状況等も見受けられたこ

とから、聞き取り調査の拡充やインターネット（市ホームページ）の活用等様々な工夫を講じることにより、広聴手段・システムの充実を図られたい。

7. 前回（H21）監査未了事項について

平成 21 年度に実施した「田川市公の施設の指定管理者監査」において指摘・要望していた事項で未了・未実施であったものは、以下のとおりである。

○指摘事項

【利用料金の承認】

施設の利用料金は、各施設の設置及び管理に関する条例で掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とするとなっているが、承認を得ていなかった。

【対象施設】 田川市体育施設（文化生涯学習課）

田川文化センター及び田川青少年文化ホール（文化生涯学習課）

○要望事項

【指定管理料の妥当性の説明】

指定管理運営業務委託料を決定する決裁（年度協定書締結の決裁）に、金額の妥当性について説明を加えること。

【対象施設】 田川市市営住宅及び田川市污水处理施設を除く全施設

監査意見

施設の利用料金は、各施設の設置及び管理に関する条例で掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市の承認を得て定めるものとなっているが、今回の監査においても承認を得ていない施設があった。これは、前回監査後に一旦は改善されていたが、事務担当者の交代時の引継ぎが不十分であったことが原因とのことであるので、今後は同じ指摘を受けることのないよう確実な執行を期していただきたい（P3・P22 参照）。

また、年度協定の起案において指定管理者委託料の妥当性について説明を加えるよう要望されていたが、依然として未実施の状況であった。委託料の妥当性を検討した資料等を起案書に添付し、積算根拠等の明示化を図るべきである（P3・P21 参照）。

以上、今後は監査の指摘への対応（措置報告事項）をおざなりにすることのないよう特に留意いただきたい。

8. その他の特記事項

(1) 田川市市民プールの管理について

田川市市民プールの運営状況は、下表のとおりである。

(単位：人、円)

項 目		H28年度	H29年度
指定管理者		後藤寺商店街振興組合	特定非営利活動法人 田川市体育協会
利用者数		57,126	85,651
利用 料 金	入場料	21,665,910	33,024,660
	ロッカー使用料	670,000	2,329,100
指定管理料		9,150,000	7,500,000
修繕料		8,628,000	2,540,700 (2,700,000)

※ H29年度の修繕料は年度協定書に基づく概算払額
() は市対応の予算額

田川市民プールの指定管理者は、平成 28 年度までは「後藤寺商店街振興組合」であったが、平成 29 年度から「特定非営利活動法人田川市体育協会」に変更されており、運営状況を比較すると利用者数や利用料金には顕著な増加が見られ、一方修繕料は大幅に減少している。特に、利用料金のうちロッカー使用料は 4 倍近い伸びを示している。

また、平成 29 年度の指定管理料は 7,500 千円と、前年度から 1,650 千円減少している。一般的に、「人が変わる」、「目が変わる」時期に往々にして不適切な面が露呈しがちである。上記のような大きな変動については様々な要因があると思われるが、特に平成 28 年度以前の状況について、利用者数や利用料金等の申告のあり方、計画的な修繕管理とその予算執行のあり方などに疑問を持たれるようなことがあってはならない。

今回、他の施設も含め、全体的にモニタリングに甘さが見られたことは前述のとおりであるが、特に市民プールについては、稼働が 2 ヶ月程度の短期間という特殊な指定管理であるので、例えば現地確認をより頻繁に実施するなど、他の施設とは異なるモニタリングの採用等も考慮してよいのではないかと思われる。

監査意見

指定管理者の交代期に極めて大きな変動がある点について、施設所管課は、特に平成 28 年度以前に利用料金等の申告や指定管理料の設定のあり方、修繕料の要求(措置)や執行のあり方などに問題がなかったかを含め、原因究明と検証を徹底すべきである。

(2) 総合的な改善の推進について

監査意見

今回の指摘事項等に対して、特に財政課は本制度の統括・牽引の立場から、例えば、第6次行政改革の取組に位置づけるなどにより、総合的に改善が推進されるよう留意されたい。

第5 終わりに

指定管理者制度において、指定管理者は市の大切なパートナーであり、共に連携し、市民のためにより安全で良質なサービスを提供していく必要がある。

そのためには、施設所管部署の職員は指定管理者と仲良くするのはよいが、決して「馴れ合い」になってはならない。

人は誰も「見られる」ことで相手を意識する。「見られない」あるいは「チェックがない」ところに隙が生まれ、腐敗が生じがちになる。したがって、「放任」ではなく、適切なモニタリングによって指導・監視・助言等を行いながら、良い意味で緊張感をもった適切な関係を築いていくことが求められる。

指定管理者には市民の税金を投入して指定管理料を払い、施設の管理運営を託す訳であるから、施設所管部署の職員は市民と指定管理者の間に立つ重要な役割、すなわち市民の代行者としての重大な責務を自覚して職務に当たってほしい。

我々には、決して忘れてはならない教訓がある。2006年（H18）埼玉県ふじみ野市の市営プールで起きた痛ましい女子児童の死亡事故である。

このプールは、指定管理者制度ではなく、従来の管理委託制度により管理運営されていたものであるが、この死亡事故により市教育委員会の体育課職員（課長及び係長）が業務上過失致死罪で禁固刑に処せられている（課長は事故後定年退職を迎えたため退職金不支給、係長は失職）。過失の内容は、「課長及び係長の2名は、プールの管理運営に関する立場にありながら、委託契約書や管理業務仕様書等を理解せず、漫然と前例踏襲により業者任せとし、安全管理義務を怠ったこと」などとされている（なお、受託業者側の一部の者は罰金刑に処せられている。）。

本件事故は、公の施設の管理運営に際し、「受託した管理業者側と設置者である自治体側とのパートナーシップ（連携）のあり方」に一石を投じたものであるが、今回の監査を通して、我々自治体関係者、特に現在本市の指定管理者制度に関わっている全ての職員等は、改めて貴重な教訓として肝に銘ずべきであると痛切に感じたところである。